

## お知らせ

- ・ 平成30年7月から小児科・児童精神科の初診受付対象者を小学生以下とします。

小児科・児童精神科の初診待機期間が長期化していることなどから、平成30年7月から小児科・児童精神科の初診受付対象者を小学生以下とします。

中学生から概ね18歳未満の方で発達障害の疑いなどで受診を希望される方は、受診する医療機関について、豊橋市こども発達センター（電話0532-39-9200）へお問い合わせください。